

(お知らせ)

令和3年5月21日
防 衛 省

海賊対処行動に係る多国籍部隊への司令部要員の派遣について

標記について、本日の閣議で決定されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1 趣旨

自衛隊は、平成21年7月以降、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）に基づき、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動を行っています。昨年11月には海賊対処行動を1年間延長し、現在、本年11月19日を期限として活動を継続しているところです。

平成25年からは、各国部隊との連携強化や海賊対処行動の実効性向上を目的として、多国籍の海賊対処部隊である第151連合任務部隊（CTF151）に参加しています。平成26年以降は、同部隊に司令官や司令部要員を派遣しています。また、CTF151の上級部隊である連合海上部隊（CMF）にも、情報収集等のための連絡要員を派遣してきました。

本年6月10日、CMF及びCTF151は、効率的な部隊運用を目的とした組織改編を実施する予定です。引き続き国際社会と連携して海賊対処行動に取り組むためには、組織改編後のCMF及びCTF151から改編される第151連合任務群（CTG151）にも司令部要員を派遣することが必要です。

このような状況を踏まえ、新たな海賊対処要項を作成し、組織改編後のCMF及びCTG151に司令部要員を派遣することとしました。

2 現行の海賊対処要項からの変更点

- (1) 改編により、CTF151は、司令部規模が縮小され、CTG151に改編されることから、「第151連合任務部隊司令部との連絡調整を行うための部隊」を「第151連合任務群司令部との連絡調整を行うための部隊」に変更し、同部隊の規模についても人員20名以内から人員15名以内に変更します。
- (2) 改編により、CMF司令部において、海賊対処に係る共同訓練等の運用計画に係る策定や地域横断的な情報収集・分析等の拡充が行われることから、我が国が行う海賊対処行動を的確かつ効果的に実施するために、CMFへ司令部要員2名を派遣します。
- (3) 海賊対処行動を命ずる期間は、令和3年6月10日から同年11月19日までとし、現行の期限を維持します。現行の対処要項については、令和3年6月9日限りで廃止します。